

随意契約締結状況

契約に係る物品等の名称又は役務の提供の名称及び数量		契約担当部門の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	契約に係る 契約金額 (税別)	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
全身麻酔器のオーバーホール	一式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和5年6月7日	和歌山市弁財天町57 有限会社ツダ医科器械店	10,730,000 円	契約業者は当該システムの導入業者であり、過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
気管支鏡スコープBF-UC260FW修理	一式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和5年6月9日	和歌山市手平3-8-43 株式会社大黒	1,310,000 円	契約業者は当該機器の導入業者であり、過去の実績により当該業務に必要な知識、技術を有していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)ライセンス更新	一式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和5年6月12日	大阪府大阪市城見1-4-24 日本電気株式会社 関西支社	3,400,000 円	現在導入しているRPAライセンスの更新であり、日本電気株式会社のみ整備できるソフトウェアであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
南館5階・8階改修工事に伴うアスベスト調査業務	一式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和5年6月14日	大阪市中央区平野町2-6-6 ヒロセ平野町ビル4階 株式会社横河建築設計事務所大阪事務所	1,450,000 円	契約業者は本館建設及び既存棟改修工事の設計監理業者であり、本工事の設計管理業務を受託している。調査業務を安全にかつ円滑に実施できるものは、設計管理業務受託業者であると判断することから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
放射線治療システム(True Beam) チラーシステム更新工事	一式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和5年6月15日	和歌山市築港6-9-10 セイコーメディカル株式会社	5,000,000 円	契約業者は、当該機器の納入業者であり、更新に必要な技術・能力を有するのは契約業者のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
デジタルサイネージ(電子看板)の拡張整備契約	一式	和歌山市小松原通四丁目20番地 日本赤十字社和歌山医療センター 経理部 用度課	令和5年6月19日	和歌山市秋葉町4番8号 (理容会館ビル3F) 有限会社中川電設	7,110,000 円	令和3年度から本センター内デジタルサイネージ工事を当該業者にて順次実施しており、今回のデジタルサイネージ工事は拡張整備工事となることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	